

派遣事業に係る情報公開について

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主(当社)は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率といいます)を公開することが義務付けられました。

※マージン率は以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

(当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)

1、派遣労働者の数	610名
2、派遣先事業所数 (1日8時間当たりの平均額)	48件
3、労働者派遣の料金 (1日8時間当たりの平均額)	9,889円
4、派遣労働者の賃金	7,875円
5、マージン率	20.3%
6、教育訓練に関する事項	OJTによる派遣社員基本教育
7、マージンに含まれる費用	①法定福利費用 ②スタッフの募集費用 ③スタッフ就業管理費用 ④スタッフ年次有給休暇取得時の賃金 ⑤スタッフの健康診断受診費用 ⑥事業運営費用